

4.26

「陸山会裁判」
判決

に掴んだ

陥れた
「謀略」

今西憲之+本誌取材班

小沢氏の判決を目前に控えた4月17日、東京・銀座の日本料理店の個室は異様な緊張感に満ちていた。「酒を飲んでする話じゃないですよ！」

乾杯のあいさつをしようとした法務省幹部を遮ったのは、元検事の郷原信郎弁護士だった。

大阪地検特捜部の証拠改ざん事件をきっかけに設置された「検察の在り方検討会議」が提言をまとめてから約1年、この日は会議のメンバーに法務省、検察幹部も交え、改革の進捗状況報告を兼ねた懇親会が開かれていた。

空気が一変したのは、会議のメンバーでジャーナリストの江川紹子氏が、村木厚子元厚労省局長らの無罪が確定した郵便不正事件や、

いよいよ4月26日、小沢一郎・元民主党代表(69)の陸山会裁判が判決を迎える。日本の政治を歪めながら、3年にわたって検察が執拗に追い続けたこの事件は、いったい何だったのか。本誌は、検察が検察審査会に提出した「捜査報告書」の全貌をついに掴んだ。そこには検審という民意すら悪用する「暴走検察」の真実があった。

小沢氏の陸山会事件について、さらなる検証を求める(報告と提案)と題した書面を配ったときだった。

「江川さんは、小沢裁判で明らかになった田代政弘検事の虚偽有印公文書作成・同行使について、事実であれば検察組織全体の問題だと検証を求めた。ところが、法務省や検察は『酒飲みの話の中でやってくれ』といわんばかりに酒席にしてみました。あまりに危機感が欠如している」(郷原氏)

石川知裕衆院議員(38)を再聴取した際に、実際にはないやりとりを捜査報告書に書いていた。この虚偽の捜査報告書は、検審に提出され、検審が小沢氏の「強制起訴」を決めた有力な判断材料となったのだ。

このことを江川氏が問題視するのは当然のことである。陸山会事件をめぐっては、これまで本誌も、特捜部の強引な見立て捜査を指摘してきたが、捜査報告書「捏造」となれば、これここに極まれりという話だ。

しかし、検察の「謀略」は、より根深いものだった。本誌は、小沢氏の強制起訴前に検察から検審に提出された6通の捜査報告書の全貌を掴んだのだ。

実は以前から、「田代報告書が問題になったが、本当にマズいのはそれ以外の報告書。検察は小沢氏の強制起訴に向けてかなり無理をしている。表ざたになつたら、検察はひっくり返る」(検察幹部)と言われていたが、まさ

右から小沢一郎・元民主党代表、小沢氏立件に熱心だったといわれる大鶴基成・東京地検次席検事(当時)、6月に退任予定の笠間治雄・検事総長、捜査を指揮した佐久間達哉・特捜部長(当時)、樋渡利秋・検事総長(当時)

爆弾スクープ

極秘「捜査報告書」の全貌をつい

小沢一郎を 検察の

小沢事件のこれまでの主な流れ

【2009年】	
3月3日	東京地検特捜部が西松建設の違法献金事件で、大久保隆規・元公設第1秘書らを逮捕
12月18日	大久保元秘書が西松建設事件の初公判で無罪を主張
【2010年】	
1月15日	特捜部が石川知裕衆院議員と池田光智・元私設秘書を、陸山会を巡る政治資金規正法違反(虚偽記入)容疑で逮捕。翌16日大久保元秘書を同容疑で逮捕
23日	特捜部が小沢氏から事情聴取
31日	特捜部が小沢氏から2回目の事情聴取
2月4日	石川議員ら3人起訴。陸山会の04、05年分の政治資金収支報告書に関して小沢氏は不起訴処分に
12日	小沢氏の不起訴処分を不当として市民団体が東京第五検察審査会に審査を申し立て
23日	特捜部が07年分の収支報告書に関して小沢氏を不起訴。その後、同年分に対しては東京第一検察審査会に審査の申し立てが出される
4月27日	東京第五検察審査会が「起訴相当」と議決
5月15日	特捜部が小沢氏から3回目の事情聴取
21日	特捜部が04、05年分で改めて小沢氏を不起訴
7月8日	東京第一検察審査会が07年分について「不起訴不当」と議決
9月14日	民主党代表選で小沢氏敗れる。同日、東京第五検察審査会が小沢氏に対して2度目の「起訴相当」議決(公表は10月4日)
18日	特捜部が小沢氏から4回目の事情聴取
30日	特捜部が07年分について改めて小沢氏を不起訴。07年分の捜査は終結
10月4日	東京第五検察審査会が小沢氏の「起訴議決」を公表
【2011年】	
9月26日	東京地裁が石川議員ら元秘書3人に有罪判決(控訴中)
10月6日	小沢氏の初公判
12月15日	石川議員を取り調べた元東京地検特捜部の田代政弘検事が証人として出廷
16日	証拠改ざん事件で実刑判決を受けた前田恒彦・元大阪地検特捜部検事が証人として出廷
【2012年】	
1月10、11日	小沢氏の被告人質問
3月9日	指定弁護士の論告・求刑
19日	弁護側の最終弁論
4月26日	判決

にそれがこの報告書だ。
まずは、その中身を詳しく見ていこう。

6通の捜査報告書は、10年4月30日から5月19日にかけて作成された。検審が1度目の「起訴相当」議決(4月27日)を出した直後から、それを受けて検察が小沢氏の3回目の事情聴取(5月15日)を実施し、改めて不起訴処分(5月21日)とした間のことだ。

①【検察審査会議決の考え方についての検討結果】(4月30日付)

②【想定弁解の検討結果について】(5月16日付)

③【田代報告書(5月17日付)】

④【小沢供述の不合理・不自然性について】(5月19日付)

⑤【4億円の出所に関する捜査の状況について】(5月19日付)

このうち田代報告書以外の4通は、当時、陸山会事件の主任を務めた東京地検特捜部の木村匡良検事が書いたものだ。そして、これらの内容を踏まえた上で、特捜部副部長だった斎藤隆

博検事が、

⑥【再捜査の結果を踏まえた証拠の評価等について】(5月19日付)

と題し、総括の報告書を作成している。

これらの報告書は、小沢氏の起訴に執念を燃やす特捜部が、検事総長ら上層部のために作成したとされる。しかし、「この程度の資料で、小沢氏のような大物の不起訴方針を覆すのは誰が見てもムリ。むしろ検審を視野に入れて、一般の人にも非常にわかりやすく書かれて

④小沢供述によれば、それまで銀行に預けていた何ら隠す必要もない多額の資金を、特段の理由もなく出金して、長年にわたり、使用することもなく、現金を保管していたことになり、運用面・安全面でも不自然・不合理である。

2004年分の陸山会の収支報告書に4億円の借入金を記載しなかったことの認識について

【小沢氏の供述】

〈10年1月23日の事情聴取〉

04年に私が陸山会に貸した現金4億円についても陸山会から見れば私からの借入金として正しく記載されているものと信じていました。(04年分の陸山会の収支報告書には)私が石川(元秘書の石川知裕衆院議員)に土地購入のために渡した4億円が記載されていないことが分かりましたが、その内容を確認したのは今が初めてであります。

〈5月15日の事情聴取〉

(07年2月20日に記者会見を開いた)事務所費公開の際にも04年分、05年分の収支報告書の中身を確認しておらず、その時点でも、現金4億円の借入金に記載されていないということに気がついていませんでした。私が記載されていないことを知った

のは、今回の事件が捜査の対象になってからのことです。

【供述の虚偽性】

①石川供述と矛盾する。

②07年2月27日付の週刊文春(の取材)に対する回答書(小沢自身が池田光智・元私設秘書に指示して修文させており、小沢が内容を確認していることは明らか)と矛盾する。同回答書において「陸山会は陸山会の預金等を担保にして金融機関から借り入れて事務所等を取得しており、小沢の陸山会への貸付金は、陸山会が金融機関から陸山会の預金等を担保にして借入をする際に金融機関と陸山会の間立った結果発生したものである。収支報告書に記載されている預金は、いずれも陸山会が金融機関から借入をする際に担保として設定したもので、陸山会が長年にわたって積み立ててきた剰余金である」と説明し、不動産購入資金はあくまでも陸山会が用意したもので、小沢個人は資金を提供していないということを強調している。少なくとも、この時点では本件4億円が04年の収支報告書に小沢からの借入金として記載されていないことを知っていたはずであり、小沢供述は虚偽である。

04年10月に支払った土地取得費用を04年分に記載せず、05年分の陸山会の収支報告書に記載したことの認識

【小沢氏の供述】

〈10年1月23日の事情聴取〉

土地代金の支出についても04年に土地代金を支払ったのですから、04年の収支報告書に正しく記載されているものと思っていました。

〈5月15日の事情聴取〉

私が04年10月に支払われた費用が05年分に記載されているのを知ったのは、今回の事件が捜査の対象になってからです。

【供述の虚偽性】

①石川供述と矛盾する。

②池田供述と矛盾する。

③07年2月20日に小沢が記者会見を行った事務所費公開は05年分の収支報告書に4億1500万円(04年分は3800万円)という巨額な事務所費を計上したことが疑問視されたことに対応したもので、小沢は05年に秘書用の独身寮を新築し、土地代と建設代を事務所費として計上したと説明しており、少なくともこの時点では、04年10月に支払った土地代金を05年分の収支報告書に虚偽記入したことを知っていたはずであり、小沢供述は虚偽である。

(23頁左上へ続く)

いる(東京地検幹部)というのだ。

特に「わかりやすさ」を演出しているのが、④「小沢供述の不合理・不自然性について」の報告書(囲みに内容を掲載)だ。

これは、検察が小沢氏に對して行った3回の事情聴取(10年1月23日、同月31日、5月15日)について、冒頭で「合理的な説明ができず、不自然な弁解に終始した」と結論づけた上で、捜査のポイントとなる七つの事項に分類し、「虚偽」だと決めつけている。

「不自然」「不合理」

たとえば、「4億円の現金の出所について」の項を見れば、

「4億円」とは、小沢氏の政治資金管理団体「陸山会」が04年10月に土地を購入した際、小沢氏から借り入れた資金のことだ。検察は、この4億円のなかに中堅ゼネコン「水谷建設」が胆沢

ダム工事受注の見返りとして支払ったヤミ献金1億円が含まれているというストリーに固執してきた。小沢氏を巡る一連の事件の焦点となる疑惑だ。

しかし、小沢裁判でこの「4億円」の見立ては破綻している。水谷建設側から小沢氏側にカネが渡ったとされる日付以前に、すでに小沢氏から石川議員に土地購入資金が手渡されていたという事実は、検察官役の指定弁護士側も冒頭陳述で認めるところだ。

だからこそ、検察も小沢氏起訴を断念したはずだ。

ところが、報告書では、小沢氏の供述を掲載した上で、「供述を変遷させ、具体的な出所を特定することを放棄している」と、一方的に批判する。しかも、わざわざ「妻を聴取すれば、供述の虚偽性が更に明白になる可能性があるが、小沢氏が拒否している」と注釈するあたりが嫌らしい。

ほかの6項目についても、(小沢供述は虚偽である)

これが検審を欺いた 疑惑の報告書だ!

〈小沢供述の不合理・不自然性について〉と題された捜査報告書

陸山会の不動産購入原資となった4億円の現金の出所について

【小沢氏の供述】

〈2010年1月23日の事情聴取〉

原資は①1989年11月21日に大和銀行衆議院支店の普通預金口座から引き出した2億円②97年12月15日に安田信託銀行神田支店の家族名義の口座から引き出した3億円③2002年4月3日に安田信託銀行神田支店の家族名義の口座から引き出した6000万円の合計5億6000万円のうち、04年10月に元赤坂 Towers の事務所の金庫に残っていた4億数千万円のうちの4億円が陸山会に貸し付けた原資である。自宅に保有現金はありませんでした。

〈1月31日の事情聴取〉

個別には覚えていないけれども、トータルで言いますと、口座から引き出した現金と手持ちの現金を足すと7億～8億円の手持ち現金があり、04年10月の時点で、元赤坂 Towers に4億数千万円があり、残りは、女房に「自由な裁量でやりなさい」ということ

で保管させて管理運用を任せていた現金が3億～4億円くらいはあった。

〈5月15日の事情聴取〉

私としては、4億円が自己資金に由来するものであることは間違いないと言えるのですが、いつどの銀行から出金したものであるかということについては正確には記憶しておりません。元々現金で保有していたものもありました。1回目の取り調べや記者会見で説明したことは、その時点で判明した銀行記録に基づいてこれであろうという推測で説明したものでありますが、更に銀行の調査をしたところ、違うということで判明した事実を申し上げただけであり、供述を変えたということとは違うと思います。いつどの銀行でいくら出金したかというように、明確にひも付けをできる帳簿等の記録も記憶ありませんが、私が元々現金で持っていたお金か、いずれかの銀行から出金した現金のうちの4億円であり、正当な自己資金であることは間違いありません。

【供述の虚偽性】

- ①1月23日の供述における4億円の出所をマスコミに配布するなどして主張していたが、客観的事実との食い違いを指摘されて供述を変遷させ、「いつ、どこの銀行から出金したのか特定する記録や記憶もないが、自己の正当な資金である」として具体的な出所を特定することを放棄している。
- ②99年5月31日に小沢自身がりそな銀行衆議院支店と交渉して、(妻の)小沢和子名義で3億5000万円を借り入れて自宅隣地に第二住宅の土地を購入しており、小沢供述を前提にすれば借入金額以上の保有現金があったことになり、借入をする必要はなく、小沢供述は99年の借入事実と矛盾する。(和子を聴取すれば、小沢供述の虚偽性が更に明白になる可能性があるが、小沢は和子の聴取を拒否している)
- ③02年4月の6000万円の出金に関し、小沢和子は、銀行員に第二住宅の建築費用に充てると説明し、実際にこれに見合う金額の費用が現金で支払われており、小沢供述と矛盾している。(和子を聴取すれば、小沢供述の虚偽性が更に明白になる可能性があるが、小沢は和子の聴取を拒否している)

〈石川供述と矛盾する〉
 〈不自然・不合理である〉
 などと、ことさら「虚偽」「矛盾」という言葉を強調し、小沢氏の供述の信用性を否定している。

だが本来、カネの性質について立証責任を負うのは検察側であり、それができなかったから小沢氏を「不起訴処分」にしたのだ。

さらに目を疑うのが、「4億円を隠す動機について」の項だ。

小沢氏は一貫して、
 「4億円は自己の正当な資金であるので、これを隠す必要も理由もない」と供述している。にもかかわらず、この証言の「虚偽性」として、

〈水谷建設の川村(尚・元社長)は石川に現金5千万円を渡している事実がある〉とサラリと指摘する。

先にも指摘したが、「水谷建設からのヤミ献金」は一連の疑惑の焦点であり、検察の見立てに対し、小沢氏側は激しく争ってきた。それを一方的に「事実」と断

定すれば、一般人である検審の審査員に「予断」を与えるのは当然のことだ。「報告書」という形をとりながら、検審を「誘導」しようという意図が透けて見えるのだ。

先の検察幹部もこう言う。「検察にとつて検審は本来『不起訴』判断の正しさをアピールする場です。そこに、『不合理』だの『不自然』だの犯罪性を思わせる言葉を交えた捜査報告書を出すことは考えられない」

⑤「4億円の出所に関する捜査の状況について」の報告書も悪質だ。(捜査により判明した事実)として、こう書いている。

〈小沢事務所が受注業者の決定に強い影響力を有すると目されていた胆沢ダムの二つの工事の入札時期に、陸山会に各4億円の不自然な現金入金があった〉

〈小沢事務所が胆沢ダムの2工事に関して水谷建設から合計1億円を受領し、最初の5千万円が4億円に含まれている可能性が高い〉

事実ならば立派な贈賄

示している)、小沢がバックデイトで作成した確認書の日付は所有権移転登記がされた05年1月7日付となっていることから、少なくとも事務所費公開の時点では、実際に04年10月に代金決済が完了しているのに、同日には仮登記のみをし、05年1月7日に本登記をした事実を知っていたはずであるので、小沢供述は虚偽である。

05年3月の4億円の現金入金及び同年5月の4億円の現金出金について

【小沢氏の供述】

〈10年1月23日の事情聴取〉

心当たりはありません。

〈1月31日の事情聴取〉

先日は、全く記憶にない、心当たりがないと申し上げましたが、実際には、私の一番の支援者でもあったY君に関わることで、お話しするのはつらかったので、黙っていましたが、実は病院か自宅にY君を見舞いに行った時に、Y君から「紀尾井町の事務所の奥の部屋にも現金を入れておいたはずなのでこれを口座に入金してしばらくしたら引き出して元に戻しておいてくれ」という話があり、私はY君の言ったことを実行するために、石川だったか誰だったか記憶が定かではありませんが、誰かに紀

尾井町の改革国民会議(旧「自由党」の政治資金団体)及び改革フォーラム21(旧「新生党」の政治資金が入っている政治団体)の事務所に現金を取りに行かせて、Y君の言うとおり、いったん、銀行の口座に入金して元に戻すように指示したのであります。

〈5月15日の事情聴取〉

本日の事情聴取のテーマとは違うのでお答えするつもりはない。

【供述の虚偽性】

①2回目の取り調べで供述したことが真実であれば、1回目の取り調べにおいて隠す理由はなかったはずである。3回目も答弁を拒否する理由がない。

②1回目は質問されることを予想しておらず、弁解を用意していなかったために「心当たりがない」と言って逃れ、2回目には裏付けの取りようがない故人の話を持ち出したものと推測される。

4億円を隠す動機について

【小沢氏の供述】

〈3回の事情聴取とも〉

4億円は自己の正当な資金であるので、これを隠す必要も理由もない。

【供述の虚偽性】

①4億円のうち5000万円は、04年10

月18日に石川が口座入金したものであるが、水谷建設の川村(当時の川村尚社長)は、銀行の前営業日である04年10月15日(金)に、大久保隆規(元公設第1秘書)の指示で石川に現金5000万円を渡している事実がある。

②小沢は「07年2月20日の事務所費公開を行った理由は05年の陸山会収支報告書に4億1500万円という巨額の事務所費を計上したこともあったが、不動産について小澤一郎名義でしか登記できないため、個人の資産となってしまうのではないかとの疑念に対応するために行ったという面がある」と供述しており、事務所費公開やその後のマスコミからの質問に対する回答でも、しきりに購入費用は陸山会自身が負担しており、小澤一郎個人は提供していないということを強調して主張して、小沢からの4億円で土地を購入したことを隠しており、現在の小沢供述と矛盾した対応をしている。小沢の個人資金で陸山会が土地購入をしたという事実を明らかにすると、一部週刊誌で指摘された「小沢の隠し資産」「資産隠し、脱税」などと言われる可能性があり、正当な自己資金だから全く隠す理由や必要もないとまではいえない。

だろう。しかし、何度も言うが、この「ゼネコンからの裏ガネ」疑惑を徹底的に捜査しても解明できず、「不起訴処分」にしたのが、当の検察なのだ。これこそ「自己矛盾」ではないのか。

大久保隆規元秘書(50)を取り調べた前田恒彦元検事(44)証拠改ざん事件で実刑が確定)は、小沢公判でこう証言した。

「佐久間達哉特捜部長(当時)は、胆沢ダムを受注した元請け・下請けのゼネコンごとに、どこが1億(の裏ガネ)で、と夢みみたいな妄想を語っていたが、現場検事らは「話は全然出ず、難しい」と疲弊していた」

さらに、一連の捜査で検察が調べた70社近くのゼネコンについて、「小沢氏側への資金提供を否定したメモがある」とも証言している。つまり、疑惑をうち消す検察に不利な資料は一切、取り扱っていないのだ。

検審の1回目の「起訴相当」議決の3日後に作成された①【検察審査会議決の

考え方についての検討結果」も、わけがわからない。小沢氏の共謀共同正犯が成立すると判断した検審の議決について、

〈小沢が4億円の出所を明らかにしようとしないうという事実と、これらの信用性等に関する事実から小沢の共犯性を判断しようとするその枠組みは、正当なものとして首肯できる〉

と大絶賛している。

しかし、検審とは、検察の判断が正しかったかどうかを市民が評価する仕組みのはずだ。検察が自ら下した「不起訴」という判断の正当性をアピールすることはあっても、なぜ、検審の議決を「首肯」するのか。

さらに、②【想定弁解の検討結果について】に至っては、もはや小沢氏の心証を悪くするためのにつくられたとしか思えない。

報告書が作成されたのは、特捜部が小沢氏の事情聴取を行った翌日の5月16日。そのなかで、予想される小沢氏の弁解について勝手に

4.26「陸山会裁判」判決

04年10月29日の売買代金決済後に陸山会名義の定期預金担保でりそな銀行衆議院支店から4億円の転貸資金の借入をした目的の認識

【小沢氏の供述】

〈10年1月23日の事情聴取〉

私は、その当時、深沢8丁目の(土地の)売買に関することで必要なだろうと認識しておりましたので、何らの説明を求めるともなく、石川や銀行員から求められるまま署名をしたのだと思います。石川がなぜこのようなことをしたのか私にはわかりません。

〈1月31日の事情聴取〉

当時は、どのような形で何のために4億円の借入をするのか理解していないまま石川が銀行員に求められるまま署名をしただけである。450万円の利息は、金額そのものから言えば大きな金額ですが、全部任せっぱなしにしていたので、そのようなことまで考えておりませんでした。

〈5月15日の事情聴取〉

土地取引に関連して行う手続きのひとつであるとの理解はありました。私としては、自己資金を出した後の手続きとして石川に任せていたので、その実務的な作業の一環に過ぎないという理解でありました。私が陸山会に貸し付けた4億円をそのまま土

地代金に充てて支払うだけで、銀行借入をしないという方法も一つの方法としてあり得ることはわかりますし、そのほうが簡単な方法だとは思いますが、どのような方法を取るかは、担当者の石川の判断に任せており、私が口を出すようなものではありません。石川を信頼して、石川から特に説明を受けることもなく、求められるまま書類に署名したものであります。

【供述の虚偽性】

- ①石川供述と矛盾する。
- ②年間450万円もの金利負担を伴う4億円もの融資を受けるのに意図・目的を理解しないまま、署名したというのは不合理・不自然である。
- ③本件融資は、土地取得費用の原資を金融機関からの借入金であると仮装する、つまり小沢からの現金4億円の借入金を隠すという意図・目的で行ったとしかあり得ないことを小沢も意識しており、これについて趣旨・目的について石川から説明を受けたことを認めるということは4億円の不記載についての了承を認めることになってしまうため、石川から何の説明もなく、意図・目的もわからないまま署名したと供述しているものと推測される。
- ④池田供述によれば、本件4億円の

融資について05年10月に小沢と相談して2億円を返済し、2億円を継続した上、06年3月には小沢から利息負担を質問され、年間200万円程度であると伝えると「もったいないから早く返済するように」と指示して繰り上げ返済しており、小沢が何らの意図もなく450万円の利息負担を伴う融資を了承することは考えられない。

04年10月29日に代金決済が完了しているのに、同日には、仮登記のみが行われ、所有権移転登記が05年1月7日になされた事実についての認識

【小沢氏の供述】

〈10年5月15日の事情聴取〉

正確には、覚えていませんが、今回の事件が捜査の対象になってから初めて知ったのだと思います。石川が自分なりの判断でやったことだろうと思い、石川になぜこのようなことをしたのかその理由を尋ねたことはありませんでした。私には繰り延べる理由も必要も全くありません。

【供述の虚偽性】

- ①石川供述と矛盾する。
- ②07年2月20日の事務所費公開の際に、登記済権利証、確認書、売買契約書、領収書等を公開しており(登記済権利証を手にとってマスコミに

小沢立件を狙う 特捜検察の怨念

想定し、勝手に論破している。しかも、聴取が終わってから「想定」するというのは、いったいどういうことなのか。

何よりも問題なのは、これらの報告書が検審の判断

に大きな影響を与えたであろうことだ。実際、検審の起訴議決書の内容は、斎藤副部長による報告書(⑥)の文言と酷似しているのだ。冒頭の懇親会の翌18日、

新聞各紙は、「田代検事について、検察当局が起訴を見送る方向」と報じた。故意に虚偽記載したと立証するのは困難だと判断したという。

しかし、これら6通全体を見ても、その判断は正しいと言えるだろうか。

小沢裁判で石川調書を証拠採用しないと判断した東京地裁の大善文男裁判長は、その決定の中で、

「田代検事の取り調べは個

人的なものではない。献金の受領や小沢氏関与の供述を迫るための圧力は、組織的なものだったともうかがわれる。」

と言及している。

本誌は、陸山会事件で石川議員らが逮捕された当初から、検察庁の上層部と、青年将校化する特捜部の「温度差」を報じてきた。

先の検察幹部も、こう言う。「当時から小沢逮捕に固執していたのは、東京地検次席検事だった大鶴基成氏、佐久間特捜部長、木村主任検事のラインです。大鶴氏は『おれなら起訴状が書ける』と豪語したそうだ」

報告書には、小沢氏立件を目指した特捜検察の「怨念」が垣間見られる。自らの手による起訴を断念した特捜部が、「時限爆弾」を仕掛けたのではないか。

だが、国民の意思である「検審」の判断を意図的に左右することは、とうてい許されない。特捜部解体のカウントダウンは、すでに始まっている。

小沢「無罪」でも控訴できない!? 冤罪生む検審制度の深い闇

4月26日の判決で、小沢一郎・民主党元代表が「無罪」となった場合、検察審査員や検察官役の指定弁護士は果たして控訴するののか——この問題に注目が集まっている。

せっかく小沢氏が無罪を勝ち取っても、控訴されてしまえば刑事被告人であることは変わらない。当然、9月の民主党代表選への出

馬はかなわず、政治的影響が大きいからだ。

「(制度について話し合った際)控訴の件は深い議論にはなっていないかった。検察官役の弁護士に控訴権限は与えるが、では、控訴のときどうするかという議論は深くはしませんでした」

こう語るのは、元検察官の高井康行弁護士である。高井氏は、裁判員制度や検

いう判断を下すわけだから、それ以上、わざわざ控訴する必要はないという議論はありうる」

もともと高井氏は検討会で、検察の不起訴処分の中でも「起訴猶予」と「嫌疑不十分」を分けて考えるべきだ、と主張していた。

起訴猶予は、証拠などから有罪の可能性が高いが、示談成立などの事情を考慮して起訴する必要がないと判断したもの。一方、嫌疑不十分は、有罪とするだけの証拠はないと検察官が判断したもの。

素人の検察審査員にとつて、証拠がそろっている起訴猶予のケースは判断しやすいが、専門家が「証拠はない」と結論づけた嫌疑不十分のケースを判断するのはきわめて難しい。

陸山会の土地取引事件は、東京地検がまさに嫌疑不十分と判断したケースだった。実際の検審制度改革で高井氏の主張は反映されなかったが、「嫌疑不十分」案件は検審の案件から外すべきだと改めて考えている。

さらに、元裁判官の秋山賢三弁護士は「控訴」の問題点について、根本的な疑問を呈す。

「検事役の弁護士が控訴したとしても、控訴後の公判活動はだれがやるのか。検察がやるのか、弁護士がやるのか。無罪になった場合、国家賠償はだれが補償するのか、だれが責任を取るのか。まったく詰めきれないでしょう」

冤罪事件を研究する秋山氏は、検審の強制起訴制度そのものを批判している。「小沢さんは好きな政治家ではないし、私とは価値観も違う。しかし、彼のケースは特にひどい。政治的に狙い撃ちされたでしょう。一般市民は証拠書類などを読み込む力がないからテレビや新聞に左右されやすいターゲットにされた著名人

や政治家が、今後、同じように犠牲になっていく」
何よりも、犠牲にされる被告が失うものは、あまりにも大きいのだ。

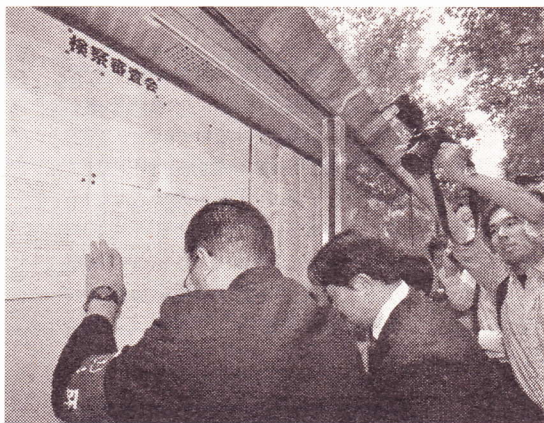
「日本では起訴の99・9%が有罪となる。だから、いったん起訴されれば社会的な打撃が大きい。政治家は政治生命にかかわり、会社員は普通クビ、公務員は本俸4割カットです。起訴するということは慎重にしなければいけないんです」

秋山氏が心配するのは、この制度によって「冤罪が増えるのではないか」という点だ。今後、①委員全員一致の賛成②3回または4回の起訴相当議決③捜査資料の徹底公開——の三つが強制起訴の条件として必要ではないか、と指摘する。

「そもそも一般市民には、起訴させるという方向ではなく、検察官が起訴すべきでないものを起訴させないためのチェック機能を果たしてもらおう方がいい」

小沢事件は教訓となるか。

本誌・佐藤 章



東京地裁に貼り出された「起訴議決」の要旨